

# 石川町振興計画策定要綱

昭和 50 年 10 月 20 日

要綱第 16 号

## 第 1 計画の策定

石川町振興計画(以下「計画」という。)の策定は、この要綱の定めるところにより行うものとする。

## 第 2 推進体制

### 1 庁内体制

庁議 総合計画における各事業、施策の総合調整を図る。

総合計画策定委員会 総合計画における各般の協議、調整及び草案の作成を行う。

企画専門員 総合計画における各課等の資料の収集及び基礎調査を行うとともに、専門計画班の事務局を担当する。

総合計画調整班 計画策定における地域づくり計画及び各専門計画を取りまとめ原案の作成を行うとともに、女性まちづくり委員会及び若者まちづくり委員会の意見を計画に反映させるための作業を行う。

専門計画班 基礎的条件計画班、生活環境計画班、福祉計画班、産業計画班、教育計画班及び循環型社会計画班の 7 班で構成し、各部門ごとの計画原案の策定を行う。

事務局 企画担当課企画担当係が行う。

### 2 町民参加体制

石川町振興計画審議会 石川町振興計画審議会条例(昭和 45 年条例第 22 号)第 2 条に基づく事務を所掌する。

地域まちづくり委員会 公民館エリアを基本とした地域づくり計画原案の策定を行う。

女性まちづくり委員会・若者まちづくり委員会 総合計画へ反映させるための女性及び若者からの視点で本町の現状や課題などを研究し提言を行う。

## 第 3 計画策定の基本方針

### 1 計画策定の目的

総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、石川町の未来像を樹立しようとするものである。

### 2 計画の性格

- (1) この計画は、町勢振興の構想とこれを実現するために必要な施策を内容とするものであり、町独自で解決し得るものをはじめ、国、県、民間に期待するものを包含するものとする。

( 2 ) この計画は、総合的かつ長期的に町行政の方向を明らかにし、運営の指針を定めるものである。したがって、今後の社会の変動に対処して、弾力的に運用するものとする。また、各行政分野で計画される諸計画は、この計画により総合的に調整されるべきものとする。

### 3 計画対象区域

計画対象区域は、町内全域とする。ただし、広域的に処理すべき行政需要に係る地域については、当該市町村と協議のうえ計画対象区域とすることもある。

### 4 計画の構想及び年次

この計画は、基本構想、基本計画及び実施計画の三段階に区分して策定するものとする。

#### ( 1 ) 基本構想

基本構想は、将来の望ましい町の姿(ビジョン)を描こうとするものであり、年次は、平成 2 1 年度を初年次とし、平成 3 0 年度を目標年次とする。

#### ( 2 ) 基本計画

基本計画は、基本構想に描かれた将来像及び目標を具体化するための基本的施策や手段などを総合的、体系的に組み立てるものとし、「部門別計画」及び「地域づくり計画」により構成する。計画期間は、前期 5 年、後期 5 年とする。

#### ( 3 ) 実施計画

実施計画は、基本計画で定められた施策の大綱を具体化し、補足するもので、施策や事業の実施を担保し、財政計画とも連動させながら毎年度の予算編成の指針を示すものとする。計画期間は、3 年間とし、各年度の実績を検証しながら、毎年度ローリング方式で改訂するものとする。

#### ( 4 ) 削除

### 5 計画策定の手続

#### ( 1 ) 女性まちづくり委員会・若者まちづくり委員会

女性及び若者からの視点で、本町の現状や課題などを研究し、総合計画へ反映させるための意見をまとめ総合計画調整班へ提言を行う。

#### ( 2 ) 地域づくり計画(案)の作成

公民館エリアを基本とした地域づくり計画原案の策定を行い、総合計画調整班へ提出する。

#### ( 3 ) 専門計画(案)の作成

各部門ごとの専門計画原案の策定を行い、総合計画調整班へ提出する。

(4) 総合調整

総合計画の総合調整は、総合計画調整班において行う。総合計画調整班は、女性まちづくり委員会及び若者まちづくり委員会の意見を地域づくり計画原案及び専門計画原案に反映させるための調整を行うとともに、地域づくり計画原案及び専門計画原案の提出を受け、総合調整を行い計画草案原案の作成を行う。

(5) 計画草案の作成

計画草案の作成は、総合計画策定委員会において行う。総合計画策定委員会は、総合計画調整班からの計画草案原案に基づき、各般の協議及び調整を行い、計画草案を作成する。

(6) 計画素案の作成

計画素案の作成は、庁議において行う。庁議は、総合計画策定委員会から計画草案の提出を受け、各事業及び背策の総合調整を図り計画素案を作成する。

(7) 審議会への諮問

全号において作成された計画案は、町長から審議会へ諮問する。

第4 計画策定の日程

計画策定の日程は、企画担当課長の定めるところによるものとする。

第5 計画策定に必要な事項

この要綱に定めるもののほか、計画に必要な事項は、別に長が定めるところによる。

附 則

1 この要綱は、昭和50年10月1日から適用する。

2 石川町振興計画策定本部設置要綱は、廃止する。

附 則(昭和53年要綱第6号)

この要綱は、昭和53年4月1日から適用する。

附 則(昭和57年要綱第3号)

この要綱は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則(平成4年要綱第7号)

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

附 則(平成12年要綱第6号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成12年2月1日から適用する。

附 則(平成13年要綱第4号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成12年12月4日から適用する。

附 則(平成19年要綱第 号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。